千 経 第 61 号 令和7年5月30日

独立行政法人水資源機構分任契約職 千葉用水総合管理所長 土田百合子 (公印省略)

見 積 依 頼 書

1 件 名 東総管理所玄関扉修繕 (オープンカウンター方式による)

2 業務場所 千香取郡東庄町笹川ろ81 独立行政法人水資源機構東総管理所

3 業務期間 契約締結の翌日から 3 0 日 間 まで

4 内 容 等 別途交付する仕様書等のとおり

記

1 現 場 説 明 実施しません。

2 見積参加要件 本店、支店又は営業所が千葉県内に所在すること。 なお、当機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者である必要 はありません。

3 見 積 書 等

1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

2) 提出方法 電子メール(又はFAX)による。 なお、電子メール(又はFAX)に拠りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡 易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。

- 3) 見 積 書 令和7年6月12日 10:00 まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所 電子メール nyukei_chiba@water.go.jp FAX番号 047-483-0709
- 5) 担 当 者 経理課 岡村弘志
- 6) 質 問 書 6) 提出期限 令和7年6月5日 10:00 まで
- 7) 見積日時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
- 8) 見積回数 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和07年06月13日までとします。

9) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを 問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載 してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

- 4 見 積 辞 退 見積依頼書等をダウンロードし、見積依頼書等の交付受領書を提出した後に見積 もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提 出期限の翌営業日までに書面により通知します。

6 そ の 他

- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(完了確認後)の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、見積依頼書等の交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。

見積依頼書等の交付受領書

	独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所							
	経理課 岡村弘志							
宛 先	電話番号	047-483	-0722	FAX番号	047-483-0709			
	メール アドレス	nyukei_chiba@water.go.jp						
発信者 (※必須)	(住所)							
	(会社名)							
	(担当者名))						
	電話番号			FAX番号				
	メール アドレス							
以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。								
○見積依頼作	‡名							
東総管理所玄関扉修繕								
○くじ用数値 くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。								
○見積辞退に 見積もりを辞		合であっても、見れ	責辞退届の提出	出の必要は	はありません。			
○同方式の承諾 「独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」の 内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。								
		承諾	する					

仕様書

1 適用

この仕様書は、東総管理所玄関扉修繕(以下「本修繕」という。)に適用する。

2 修繕場所

本修繕の場所は以下のとおりとする。 千葉県香取郡東庄町笹川ろ81

独立行政法人水資源機構東総管理所

3 期間

本修繕の期間は契約締結日の翌日から30日間とする。

4 修繕内容

本修繕の内容は以下のとおりとする。

- 1) 玄関扉フロアーヒンジ交換
 - ・フロアーヒンジ HS522
- 2) 玄関扉シリンダー交換
 - ・PR シリンダ錠 DT50、BS31

5 施工条件

- 1)修繕場所における作業日・作業時間は、あらかじめ機構担当職員の承諾を得るものとする。
- 2) 施工にあたっては、既存施設に損傷を与えないよう適切な養生を行うものとする。

6 建設副産物等

本作業において発生する建設副産物は、関係法令に基づき適切に処分するものとする。

7 機材の品質等

本修繕に使用する機材は、仕様書に規定するものとする。ただし、同等とする場合は、機構担当職員の承諾を得るものとする。

8 成果品

以下に示すものを成果品として提出し、機構担当職員の確認を受けるものとする。

- ・玄関ドア修繕における作業前後の写真
- ・その他機構担当職員の指示するもの

9 疑義

この仕様書に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

以上

数量書

品名	形状寸法	単位	数量
1. フロアーヒンジ	HS522	式	1
2 . PC シリンダー錠	DT50、BS31	式	1